

配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成22年3月1日(月曜日)
午後1時30分～午後3時27分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 原 田 茂 委 員 長 南 口 彰 夫 副委員長
徳 並 伍 朗 委 員 秋 山 哲 朗 委員(議長)
安 富 法 明 委 員 大 中 宏 委 員
河 村 淳 委 員 村 上 健 二 委 員
佐々木 隆 義 委 員 布 施 文 子 委 員
山 本 昌 二 委 員 田 邊 諄 祐 委 員
柴 崎 修 一 郎 委 員 荒 山 光 広 委 員
西 岡 晃 委 員 河 本 芳 久 委 員
下 井 克 己 委 員 岩 本 明 央 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
萬 代 泰 生 委 員 高 木 法 生 委 員
岡 山 隆 委 員 馬 屋 原 眞 一 委 員
4. 欠席委員 有 道 典 広 委 員
5. 出席した事務局職員
重 村 暢 之 局 長 岩 崎 敏 行 係 長
佐 伯 瑞 絵 係 長
6. 説明のため出席した者の職氏名
波佐間 敏 総 務 部 長 山 田 悦 子 市 民 福 祉 部 長
岡 村 恵 右 市 民 福 祉 部 高 齢 障 害 課 長

午後 1 時 3 0 分開会

委員長（原田 茂君） 皆さんこんにちは、只今から配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員会を開催いたします。

最初に前回村上委員よりの質疑がありまして、山田市民福祉部長に答弁をしていただきます。山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） それでは委員長に許可をいただきましたので、改めて配食貸与車の全損事故に関する事務の経緯について、その要点のみを説明させていただきます。

平成 1 8 年 2 月に貸借契約をした配食サービス事業用車両が、平成 2 0 年 4 月 1 7 日に起こした全損事故後の事務処理の方針については、資料 4 のとおり平成 2 0 年 6 月 1 0 日付けで市長の決裁を受けておりますが、その方針決定における諸要件の確認の過程において、県の当時の担当者に対して電話で問い合わせ、協議を行っております。その協議の結果、補助金の返還の必要はないとの指示を受けましたので、市といたしましては、県の指導に基づき補助金の返還に係わる事務処理は行わなかったところであります。しかしながら、今回、補助金の返還の必要があるとの厚生労働省の見解を受け、3 月補正予算に国・県に対する補助金返還予算を計上することとなり、初動処理と齟齬をきたす結果となりましたが、そのことを県に責任転嫁することはできないものであり、市としてはその初動処理において、更に慎重に確認する必要があったのではないかと考えております。

次に、全損事故車の原状回復については、使用貸借契約書第 4 条に基づき原状回復されるものであることから、資料 4 の平成 2 0 年 6 月 1 0 日付けの市長決裁において、改めて市長の意思決定を仰ぐ必要がないと判断し、明確な記述はいたしておりませんが、同市長決裁の参考資料の確認事項に代替車に関する記述がなされていることから、事故後、事業者と口頭ではありますが、事故車の原状回復に向けて協議を行ったことは、ご理解いただけるものと考えております。

その後、原状回復についての協議は、前回の特別委員会においてご説明いたしましたように、口頭及び文書により幾度も行ってまいりました。その過程の中で、現物によるものか現金によるものかの回復方法の協議や、現物による場合の事故車と同等の車両を入手することの困難さから不要の日数を要し、相当の期間が経過したわけではありますが、配食サービス利用者にはご迷惑をかけることなく、円滑に事業を実施しており、市長が先の 1 2 月議会で申しましたように、事務処理については適正であったと考えております。今後につきましては文書での対応を基本として事

務の迅速化に心がけたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。
以上で説明を終わります。

委員長（原田 茂君） 村上委員よろしいでしょうか。はい、村上委員。

委員（村上健二君） 原状の回復については、平成20年6月10日以降事業者との間では口頭でやってきたと言うことで理解して良いわけですね。そういうことで

委員（村上健二君） はい、わかりました。

委員長（原田 茂君） ほかにほございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（原田 茂君） ないようですので、ちよつと意見書をです、いただきて
おりますので、朗読をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（原田 茂君） それでは朗読させていただきます。地方自治法第100条
に基づき調査委員会の設置での真相究明についての意見、関係者の招致により徹底
調査を求めることを要求する。例えばランチ工房美祢の代表者の竹岡議員、弁済の
意思の有無、配食業務に対する支障の有無、美祢市をよりよくする会代表臼井、坪
井氏の両氏、南口議員の発言に對しいかなる方法で署名を集めたのか、署名の主
旨、文章に作為が見られるが検証すべき、最後に地方自治法第100条に基づく調
査権をきちんと発動し、1 議案調査、2 政治調査、3 事務執行調査、以上3項目に
ついて法の下に公正公平に調査を求める。続きまして、田邊議員の発言によります
と以下のとおりの発言の中で監査委員の辞職を求められました。そこで田邊議員に
對しいろいろな噂がある。その実態。半数以上の方が批判、その事実。監査役とや
っぱり一緒にするというのは市民の誤解を招くと思ひます。何が誤解なのか事例を
示していただき、その結果、監査役辞任要求の原因等明らかにしていただきたい。
南口議員が総務企業委員会での発言について、その中で山田部長の更迭、竹岡監査
委員の辞職要望の署名の取り方について問題ありとの発言がありました。南口議
員は発言のとおり署名の取り方に問題があるのか、事実確認を要望する。坪井氏の
署名の取り方が合法的とするならば署名者に対し全員確認を要求し、100条の顛
末を終始徹底すべきである。今後の政治活動の参考にしたいが、要望や陳情、請願
に關しても今回の手法を使っていても良いか議会の意見を確認したい。以上のよ

うな意見書が出ておりますが、どのようにお計らい、取り扱いをいたしましょうか。はい、山中委員。

委員（山中佳子君） その意見書はどなたが出されたんでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

委員長（原田 茂君） 政和会のほうから出ております。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） それでは、一つの意見として提案されたものだろうと思います。一番肝心なのは、事故処理が適正であったか否かをこの問題をいろいろ執行部から提出された資料、また質疑の中で確認されたことをまとめていくのがこの100条委員会の方向性ではなかろうかと思います。そして適正に処理されていたというのは、今執行部の補助説明ですが、今山田部長が説明されたような見解を貫いておられます。この委員会で論議され提出された資料等、分析した結果、適正として断定できるか否か、これをまず委員会で方向性を出して行かなくてはならないのではなかろうか。だから議会としては、一応執行部の処理について適正であったと思うけど異議が出され、そして100条委員会が設置された。そして資料を分析してみる過程の中でいろいろな問題点が出てきた。ということになれば、適正であったと言うよりは、やや問題の処理の仕方があったんじゃないかという意見がかなり出てきたわけですね。この辺のところはどういった問題点があったのかの整理をしていく。次には今後、執行に当たっているいろいろの案件については、こういう方向で善処されたいとか要望等が出てくるのではないかと考えています。だからこの調査委員会は、文書でそういった要望書を出すのか。まとめをして報告をするのか。今まとめをする前の段階でみんなが一応適正に処理されていたとそういうことをこうこうこういう理由で明確になれば、それでいいわけです。その辺のところは十分、論議されていないのではないかと思うんです。以上です。

委員長（原田 茂君） ほかに。はい、柴崎委員。

委員（柴崎修一郎君） 一番最初ですね100条委員会の時、原田委員長が申されましたように行政上の事務的なものと、一番最初にこれ言われたわけですね。それに対して今まで質疑、100条委員会を進めて来たわけですけど、今までの意見皆さん聞いて来ましたけど最終的にはですね良いか悪いかいろいろ出ましたけど迅速にやること先程山田部長が言われましたけど、それからもう一つは文書にて絶対残してやらなくてはならないとこういう反省点もあったわけですけど、そういうことで今までもこれ以上ですね行政的な事務的なことというのを進めて行く上でもう今までやってきてるわけですからあとは今度どういいうですね展開の仕方といいます

か、やっていくか、これに移ったほうがいいのではないかと思いますけどそういう意味で最初委員長が僕は政和会から出た意見読まれたかなと思いながら聞いていたんですけど。そういう意見でございます。

委員長（原田 茂君） ほかに。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 今回配食サービスにおける行政機関の様々な疑惑と言いますか。問題点と言いますか。今回は私は地方自治法で242条の住民監査請求こういった法というのは、非常に私は、大切な自治法ではないかと思っているわけです。自治法に関しましては、公金の要するに市長、また行政の執行機関が公金の流用とか、また大きな事務上の不行き届きがあった場合には、質問、監査請求を請求することができる。非常に私は大事なことであると思っているわけです。100条委員会が配食サービスの件で100条委員会が設置されたわけでありまして、今回のやりとりをしっかり見て行きますと、市の市民福祉部の部長が例えば配食サービスの全損事故を起こしたところから何かいただいたとか、大きな疑惑とかそういったところをしっかりと大きな目線で見えていかなくちゃあならない。だけど今回そういう処理上、見ていっても大きな問題点というのは出てきていないわけですね。ただ事務上の問題点、いろいろ言われている方がたくさんおられますけど、監査委員のもう一人の三好輝廣さん、この方が2ヶ月間近くにわたってですね、今回のこの行政に対して、様々な配食サービスにおける調査をされてこの使用貸借契約に基づいての原状回復の請求、様々な面で今回、市民福祉部長に公共管理義務違反があったんかどうか、様々な形で調査した結果、いろいろ解決に当たって時間的な処理上の問題があったけれども、概ね監査した結果大きな逸脱の問題はないということ言われているわけでありまして。私は思いますけれども、この使用貸借契約書ありまして、しっかりと私も読まさせていただいたんですけど、問題は事故があった場合に車を原状回復にするに当たっての使用貸借契約書、これが行政事務を的確に今の使用貸借契約であれば、非常に場合によっては1年、2年もかかってしまうような、こういった私は契約書ではないかと。契約書自体が私は大きな問題があり、この契約書こそしっかりと改善、配食サービスの事故が速やかに迅速に行われるようにこの契約書こそ私は変えていくべき問題であると考えているところであります。公文書でやりとりをきちっと残していく、こういったことが非常に大事なわけでありまして。今回、今後、行政としてもその辺をいろいろ考えていくとお話がありましたけど、よりこういった問題が長引かないように行政の事務処理上の問題を疑惑が変に持とうと何ぼでも持てるんです。持たないようにしっかりと契約書を行政として市

民の皆さん又疑惑が持たれないようにこの契約書こそ変えていかなくちゃあならないと思いますけどもこの点について市民福祉部長さんどうですか。（発言する者あり）聞くのはちょっと酷やったかもわからんけど、今後の考え方としてはきちっとした視点でやっていただきたいと言うことでございます。

委員長（原田 茂君） 良く考えておられます。ほかに。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 今回の今読まれた意見書の中に今回の署名についての手法の件が述べられていました。この手法というのはこの資料の12に添付してあることだと思われませんが、この署名について今後もこのような手法でよいかということだったと思いますが、署名というのはこういうふうはこの内容で署名をしますということ、署名の欄とが1枚に、別々にこうなっているというのは署名として役を果たさないと言うか、例えばですね、こっちは要望書の内容よとこっちは署名なんですよと、今こねえな形になってます。丁度ここ持ってますが、請願署名というものはこのように署名の趣旨を書いてその下に署名の項目とか署名の住所とか書くようになってるんです。だからこれからもこれが通のならこういう手法でよいかというような内容だったと思うんですが、そういう面から見れば、この署名は有効なのかどうかということも問題ではないでしょうか。どのようにお考え、と思いましたがどうでしょうか。（発言する者あり）

委員長（原田 茂君） はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） 今のこの場の議論というのは今原田委員長が読まれた政和会から出された意見書を取り上げるか否かのことを議論すると言うような趣旨で私は聞いておりましたけど何か違うような発言になっているので一回休憩を取っていただいてその辺の意見が出たと言うことで今初めて聞いた取り上げるかどうかということも含めてですね会派なりですね代表者で話し合っていて取りまとめたいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

委員長（原田 茂君） はい、それではここで暫時休憩をいたします。

午後1時52分休憩

.....

午後3時01分再開

委員長（原田 茂君） それでは、休憩前に続き会議を続行します。先程の西岡委員と三好委員の発言は、ご意見としてお聞きしておきます。佐々木委員のほうから一言言わしてくれということが先程ございましたので許可いたします。佐々木委員。

委員（佐々木隆義君） 委員長のお許しを得ましたので一言私なりの意見を申し上げてみたいと思います。100条調査委員会、これは各自治体における最強の調査機関であります。このことにつきましては、100条調査委員会を立ち上げるときに全員で事務調査に限るということの確認が今までになされてきておる。また、きょうを含めまして5回の調査委員会が開催されましたが、その都度、委員長のほうからも事務調査に限るということは申してこられたところでありま。私も全損事故につきましては、平成20年旧秋芳町出身でありますから、平成20年ですか合併後でありますので、この事故そのもの内容等については承知はしておりませんでしたけれども、当委員会が提出を求めました関係書類、時系列に執行部から提出がなされております。また、各委員の質問等の中からある程度のその姿というのが私なりに理解をすることができてきておるといふふうに思っております。そこで、私は、執行部における今までの事務の取扱等については、不備な点、不明瞭な点そういったところも、多々私はあるといふふうに理解はしておりますけれども、前回等の執行部、波佐間部長なり山田部長の反省の弁と言いますか、そういったこともなされておるといふことで一応のこの取扱いについては、今後、十分気をつけますと言うことも申されたように思います。そこで、当委員会も初期の目的はある程度、達成なされたのではないかといふふうには感じておりますので、ただ当委員会とすれば、事務処理等については、今後、十分に善処されるように取扱いは十分に気をつけなさいといふふうな文言の意見書等を含めて強く勧告するといふふうな意見書を委員長のほうでお考えをいただいて、それをもって当委員会の一応の終結と言ったらおかしいですが、されたらいかがか皆さんにお諮りをしていただきたいといふのが私の意見として申し上げます。以上です。

委員長（原田 茂君） はい、ありがとうございました。佐々木委員の意見としてお聞きしたいと思います。どなたか他に。別にご発言がありませんので、はい、田邊委員。

委員（田邊諄祐君） 私も確かに事務処理の面で不適切なことがあったと思うんですね。具体的にやはりこの際、100条委員会というのは、私は妹が毎日の記者をしていますので聞いてみましたら、全国で2、3例ぐらいしかないらしいんですね。徹底的に究明したのは。しかし、私は、決して由々しいことは言っていないと思いますし、ただ一言だけやっぱり選挙のことを言ったのは、ちょっと私は、やっぱりまずかったのかなと思うわけでございますけど、後のことについては、私は由々しいことは何も言ってません。しかし、美祿市全体で今、お叱りを受けていま

す。これは一つは、私が懲罰委員会で弁明しなかったこと。これは、100条委員会で田邊、何でも言えるじゃあないかとそこで弁明するなら、弁明してもいいと。しかし、懲罰委員会では、絶対弁明してはいけないと、強制的に弾圧を受けたような形で私は、謝ったわけでございます。しかし、その後、美祢の市長の前で私は南口さん、これは名前を具体的に言いますけど、南口さんから、臼井さんを批判して暴力はいかんと行って臼井さんを批判しておきながら、私は市長の前で表へ出ると、殴ってやるという強制的な、どう言うのかな、脅迫を受けたわけです。（発言する者あり）

委員長（原田 茂君） 田邊委員。発言を停止します。固有名詞が出ましたので発言を停止します。（発言する者あり）田邊委員、発言は差し控えていただきます。（発言する者あり）それでは、だいたい皆さんのご意見が出尽くしたと私なりに思いますので。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） まとめとしては、佐々木委員の申された趣旨に賛同するものでありますが、やはり問題点あり、不適切な点もあったと議会としては、そういうふうに認識をするのかどうかの確認がないと。いやそれは少数意見と。だから議会としての多数の意見としては、そういう意向を確認しましたと。そうすると、どのような点がやはり今後改善のために必要な措置かそういったところが当然、こう次に出てくると思う。そういったことで、市民も関心を持って100条委員会を審議の状況を見ておられます。やはり議会がきちっとした処理の推移を確認する。そういったことも一応議会としてまとめとしては必要と。こういう思い持っています。以上。

委員長（原田 茂君） はい、大変貴重なご意見として。それで私が先程発言をしようと思ったことですが、今、河本委員が言われるような点も、まだまとめというわけではございませんが、簡単なものを私なりにまとめておりますので、それを今から発表させていただきたいと思います。皆さんご存じのように、事故が起きて1年7ヶ月ですか処理までにかかったと。これはどうしてそれだけ長期間かかったかと。それが一番の原点であります。100条できょう5回目ですか。いろいろ調査をいたしまして、その辺を踏まえて少しまとめてきましたのでちょっと発表させていただきます。行政事務の処理が適正であったか否かを、そうした問題を執行部から提出された資料、また質疑、応答の中で確認されたことをまとめていくというのがこの100条委員会の方向性であると思います。適正であったと言うよりは、やや問題の処理の仕方があったんじゃないかなというご意見がかなり今回出

ております。問題点があったのか、それを整理していく。次には今後、執行にあたっていろいろの案件については、こういう方向で善処されたい。とか要望が出てくると思います。今回の行政における配食サービスの調査をされてこの使用貸借契約に基づいての原状回復の請求、様々な面で今回、市民福祉部長にいろんな問題があったのではないかとということ概ね監査した結果、私なりに大きな逸脱の問題はないと思っておるわけでありまして。今後、配食のサービスが速やかに迅速に行われるよう、またいろいろな文書の改善等もありまして、その文書のやりとりをきちっと残していく。そういったことを今後、執行部、行政としてもいろいろと考えていくと言うような答弁がありました。要はこういった問題が長引かないように、迅速に事務の処理をされ、こういった問題で疑念、疑惑がもたれないようにいろんな先程申しました改善が必要ではないかと思えます。再々言いますけど、こういったことが今後、市民の皆様方、委員の皆様方に疑念、疑惑をもたれないように慎重に対応され、その取扱いも慎重にさせていただきたいというのが私の最終のまとめではございませんが、そういったことでまとめたいと思えます。異議はございませんか。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 長かったんで必ずしも正確には、理解ができていないかもしれませんが、委員長最終的な委員長報告なり、取りまとめだろうというふうに思うんですが、行政側としての大きな落ち度はないけれども、事務処理上、部長なりの発言の中に時間的にちょっとかかり過ぎたよと。あるいは、文書で残しておけば良かったというふうなものも何点かはある。こういうことで今後については、そういったものを善処するよと言うことで取りまとめをしていきたいとこんな話のように受け取ったんですけどよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

委員（安富法明君） それでですね私、前回、申し上げたんですが、もう一度、今回の件でですね確認といいますか、はっきりしておかなければいけないことは、この事故処理にあたって当初監査請求が出てるっちゃうことなんですよね。監査委員さんの監査のもとに今、委員長が言われたような問題点は確かあるよと。同じようなことが書いてある。その中でこの要望書をもって請求をされた方は、監査委員の見解は少し間違ごうちょるよと。明らかに行政としては、行政側としては、この今回に事故に関しては、損害賠償を請求していないじゃあないかと。こういうことを要望書を署名を添えて出されてきておるんですよね。ですから、行政側とのやりとりの中で納得できないところがずっとあるよということで、今のところきておるよ

うに思います。前回、私が言いましたのは、総務企業委員会で市長のこういうふうな要望書が出たものに対して、行政側としては、何ら問題はないから要望に対して二人の方の降格等の処分はせんよと。更迭等の処分はせんよと。こういうことなんです。そのことの後にこの問題が出てきておるわけです。私がお聞きしたのは、総務部長にも聞きましたのは、こういう要望書が出て受理をされて、行政なりに調査をされたと思うんですよね。監査委員さんとかの報告も含めて、やられた上でまだ回答されておらないっていうんですねこの要望者に対して。私が知りたいのは、その辺を再度申し上げるのは、行政側から一応監査請求されたときは監査委員さんの書面がいつていると思うんですよね。問題ないと。要望書に対しては出てないです。要は要望された方が行政側の一つ一つの区切りの時の答弁と言いますか、お答えを受け取られた上で、なおこういうふうな疑問をお持ちなのかどうかということが一つ解決せんやあいいん問題があると思うんです。ですから議会は、結果として出てきたものに対して疑惑なり不審な点があるなら調査しますよと言うことで100条をこさえて設置して議論してきたんですが、議会がこの要望者に対して回答するわけにはいかないと思います。筋が違うと思います。そしたら要望書を受け取られた行政なりがね、そのことの顛末、きちんとお知らせをして、その後まだどうなるかということなんですよね。議会は議会としてそれほど疑惑があるなら議会としても市民の疑問点に答えるために調査をしましたと言うことで、今度、委員長とすれば、委員長報告なりその辺で、他の方からもいろいろ意見が出るかもしれないけれども、それを踏まえて取りまとめをされていくということだろうと思います。相手方が我々とはともかくとして行政としては相手方がおるということだけはちゃんと理解をしておいていただかないと出された方まだ納得されるかどうかわからないわけですから、そういうことを心配をするんです。議会はこう調査をしてテレビとかも入りますから聞いておられてですね今回もそういうことであれば、わかったよって言うだけなんだったらそれはそれで良いと思うんです。必ずしもそうじゃあないかもしれませんが、だからその辺も踏まえて議会は議会としての立場がありますし、行政は行政の立場が、市民に対する立場が、また違ったものがあるっていうことも一つ考えておいていただきたい。そういうことです。

委員長（原田 茂君） 意見としてですね。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 一応委員長がまとめ、総括をされた。異論ございません。今、安富委員が執行部に対する住民の要望に対して、執行部は執行部としてきちっと対処していくと。これも当然だろうと。議会はそういうものについて対処する責

任とかここで論ずる場ではない。あくまでも事務処理の問題だと。そこでまとめの中に私、一つ入れていただきたいのは、やはり常にこれからの地方自治全て住民の視線から見た事務処理なり行政執行ということになれば、情報開示というのはもう当然なことです。その情報開示に耐えられるような処理をしていくべき今後のありようについて執行部に強くお願いしておきたい。と言うのは県とのやりとりの中にも口頭でしたとそれ以上水掛け論ですから、ああそうですと。それから4条の2項で回復措置については、お互いに共通理解をしておりましたからもうそれ以上については信頼関係ですから追求しませんでしたと。当然回復措置がされるものですと。こいうふうな報告もございました。しかし、監査委員の指摘によって文書により口頭で約束した云々ではなくて公文書で処理していく。これは重要案件については、そういう行政姿勢でないとこれからの住民の視線からの行政に対する色々な注文に公平、公正に応ずることができない。そういうことで今後こういう問題について事案として重要な案件については必ず情報公開がなされるという前提のもとに処理をしていただきたいと。このことは是非とも要望として書き込んでおいていただきたいと。そしていろいろの問題処理においては、初動、一番最初の動作、行動これが一番大事なんです。ここにボタンの掛け違いがあるとどうしてもそういう先入観でことの処理をしていくので、今回の問題は最初の処理について毅然として原状回復やる、契約に基づいてされておれば補助金返還には繋がらない。そういうことで何事にも初動、最初の出発点をしっかり一つ論議して最善を尽くしていく。人間ですから間違いはあります。たくさんの印鑑がついてありました。最初の処理についてあれだけの職員が目を通していながらやはり処理について何らチェックされていないんじゃないかと。こういう思いもいたすわけです。そういったことがないように善処していただきたい。なおかつ100条委員会は、事件を暴くとか、また処分を求めるとかそういう性質のものではなくして、あくまでも執行部が事務処理を適正にされたかどうか、されたと信じていながら市民から疑惑の目があれば、当然これを正していくのが我々議会の務めですから。そういう意味では私は今回の事故処理に当たってのいい教訓、または議会としても最後の結論、お互いに論議を戦わして最後のまとめをする。委員長報告、大変私は高く評価しております。そういった私の最後の情報開示に基づく今後の行政事務執行のあり方について言及して文書をまとめていただきたいと思います。これは少数意見かもわかりません。以上。

委員長（原田 茂君） はい、大変ご貴重なご意見で、しっかり取り入れてまいりたいと思います。ほかに。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） まとめについては異論ありませんが、先程読まれました先程の意見書を読まれましたが、この取扱いについてはどうするかというような投げかけではなかったんですか。

委員長（原田 茂君） あのですね、それは、冒頭意見としてお聞きしますということと処理させていただきます。ほかに。はい、田邊委員。

委員（田邊諄祐君） 今回は、これで収めることになると思います。委員長なかなかご苦労さんでございました。ただですね、一言だけ僕はお願いがあるのですが。やはり懲罰委員会、100条委員会においてやはり議長、それから副委員長、あっあの委員長、これはやっぱりね中立な立場でお願いしたいんですよ。だけど私に対する議長、副委員長はですね僕はどう見ても中立じゃあなかったと思います。やはり議会制民主主義というのはですね、やはり公務員、それから議員はですね特に議長とか役職のある議員はですねやはり公平、公正っちゅうのはですね、議員としての第一条件でありますし、それをやるとれば住民の意思、住民の要望がですねきちんと市政に反映して僕は素晴らしい美祿市になると思います。しかし、議長とか執行部がですね偏った行政、あるいは議員活動をしますとですねどうしても今日のような問題はですね、一時的にはそれは押さえることができると思いますけど、やはり公平、公正の中でですね議会を進めていきたいと。（発言する者あり）

委員長（原田 茂君） それは、まとめになっておりませんので。

委員（田邊諄祐君） あのね、竹岡さんとかあれには意見を十分聞かれてですね。（発言する者あり）私だけ意見を押しやるのはおかしいじゃあないですか。（「ええちゃ」と言う者あり）南口さんの意見はずっと初めから終わりまで聞いてですよ。（発言する者あり）私の意見も聞いて下さい。（発言する者あり）

委員長（原田 茂君） 南口副委員長。（発言する者あり）ちょっと戻って下さい。南口委員、戻って下さい席に。（発言する者あり）南口副委員長、南口副委員長、席に戻って下さい。席に戻って下さい。席に。はい、戻って下さい。（発言する者あり）先程申しましたようにいろいろ固有名詞が出てまいりましたので、発言を停止いたします。発言を停止します。（発言する者あり）はい、停止します。（発言する者あり）ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（原田 茂君） なしと言うご発言がありましたので一応、今のことでいろいろご意見を取り入れてまとめさしていただきたいと。（発言する者あり）本日は、すぐはま

とめることができませんので、本日はこれにて散会いたしたいと思います。どうもお疲れでございました。それと次回は、議長、副議長、また副委員長とも相談をして、こちらのほうにご一任をお願いいたします。以上です。

午後3時27分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年3月1日

配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員会

委員長

原田 茂